

# 欧州人権条約における財産権保障の構造 (二)

門 田 孝

はじめに

第 1 節 欧州人権条約第一議定書第 1 条の成立と初期の解釈問題 (以上 29 卷 4 号)

第 2 節 欧州人権条約第一議定書第 1 条の基本的解釈枠組の形成と展開 (以上本号)

第 3 節 欧州人権条約第一議定書第 1 条をめぐる新たな動向

むすびにかえて

## 第 2 節 欧州人権条約第一議定書第 1 条の 基本的解釈枠組の形成と展開

### 1. 第一議定書第 1 条審査の基本構造

財産権を保障した欧州人権条約第一議定書第 1 条は、条約適合性審査の場において当初より活発に用いられていたとは必ずしも言えず、「人権条約においてどちらかという忘れられた権利であった」<sup>(1)</sup>とまで言われたが、やがて 1976 年の *Handyside* 判決<sup>(2)</sup>や 1979 年の *Marckx* 判決<sup>(3)</sup>において人権裁判所でも論じられるようになり、その後、同条の問題が人権裁判所で初めて詳細に検討された 1982 年の *Sporrong* 判決<sup>(4)</sup>を契機として、しだいに基本的な解釈枠組が形成されていった。本節では、主にこうした 1980 年代から 90 年代末

---

(1) Frowein, “The Protection of Property” in: R. St. F. Macdonald et al. (eds.), *The European System for the Protection of Human Rights*, p. 515 (1993).

(2) *Handyside v. the United Kingdom*, Judgment of 7 December 1976, Series A No. 24. この判決は、締約国の「評価の余地」について詳述した例として知られる。参照、江島晶子「評価の余地」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』144 頁 (2008 年)。

(3) *Marckx v. Belgium*, Judgment of 13 June 1979, Series A No. 31 (参照、井上典之「非嫡出子」戸波ほか・前掲注 (2) 362 頁)。

にかけての、いわゆる「オールド・コート」の時代(1998年の第11議定書発効前の、欧州人権委員会と欧州人権裁判所による2段階の審査が行われていた時期)における事例を主たる素材として、第一議定書第1条の解釈枠組を分析することとしたい<sup>(5)</sup>。

さて、第一議定書第1条審査の基本構造を、あらかじめごく簡単に図式的に示せば、ある国家行為による財産権侵害の有無が問題となった場合、まず、(A) 財産権に対する介入(interference; ingérence)の有無が審査され、(B) 介入が認められる場合、それはいかなる形態の介入かが判断されたうえで、(C) そうした介入は正当化できるかが吟味される、という手順を踏むことになる。

(A) の財産権に対する介入の有無との関連では「財産」(possession / property; biens / propriété) の概念が問題になる。この点に関しては、条約機関は、「財産」の概念を比較的広範な意味で解していることが知られている(2参照)。

(B) の介入の形態に関しては、第一議定書第1条における3つの規範(rule; norme) が区別され、それに応じた介入形態、すなわち、①財産の享有に対する介入、②財産剥奪、および③財産利用の規制のいずれかに分けたいうで、それぞれ審査が行われる。こうした分類の仕方は、同条の解釈において、大きな特徴をなすものでもある。

---

(4) *Sporrong and Lönnroth v. Sweden*, Judgment of 23 September 1982, Series A No. 52. 同判決について、参照、門田孝「長期にわたる土地収用許可および建物建設禁止と財産権」*広法* 27巻2号385頁(2003年)、中島徹「未執行の土地収用と財産権」*戸波ほか・前掲注* (2) 444頁。同判決についてはなお、本節5も参照のこと。

(5) 本節では人権条約第一議定書第1条に関連した主要判例と解釈上の問題点を扱うが、基本的な枠組を分析するという本節の性格上、その記述は、判例の紹介を中心とした、ある程度概括的なものにとどまらざるを得ない。なお判例の分析にあたっては、欧州人権条約に関するすぐれた評釈書である、C. Ovey & R. C. A. White, *Jacobs & White: European Convention on Human Rights* (4th ed., 2006) pp. 345-375 の構成に主に依拠している。

第一議定書第 1 条が 3 つの異なる規範から成ることを最初に明示的に述べたのは、前述の *Sporrong* 判決であった：

「当該条項（第一議定書第 1 条）は 3 つの異なる規範を含んでいる。第一の規範は、一般的性質を有するもので、財産の平穏な享有という原理を述べる。それは第 1 段第 1 文に置かれている。第 2 の規範は、財産の剥奪に関するものであり、それを一定の要件に服せしめている。それは同段の第 2 文に表明されている。第三の規範は、国家が、特に、一般的利益にしたがって財産権の行使を、その目的のために必要と考える法を施行することにより規制する権限を有する旨を認めている。それは第 2 段に含まれている。

当裁判所は、第一の規範が遵守されたか否かを考慮する前に、後の 2 つの規範が適用可能か否かを判断しなければならない。」<sup>(6)</sup>

もっとも、こうした 3 つの規範の相互関係については、*Sporrong* 判決の 4 年後に下された *James* 判決<sup>(7)</sup>のなかで、これらが全く別個独立のものではなく、上の第二および第三の規範は、第一の規範に表明された一般原則に照らして解釈されるべき旨が指摘された：

「もっとも、3 つの規範は、無関係（unconnected）であるという意味で『異なる』（distinct）のではない。第二および第三の規範は、平穏に財産を享有する権利への介入の特別な事例に関わるものであり、したがって、第一の規範に定められた一般原理に照らして解釈されなければならない。」<sup>(8)</sup>

このように、第二および第三の規範は、より一般的な性格を有する第一の規範の特別な場合として位置づけられる。

(C) の正当化の審査の段階では、財産への「介入」が、人権条約の定める目的または要件に添ったものであり、かつそうした「介入」が条約適合的か否かが問われることになるが、この段階において、主として問題になるのは、人権条約における他の条項と同じく、比例性（proportionality;

(6) *Sporrong* 判決・前掲注 (4) § 61.

(7) *James and Others v. the United Kingdom*, Judgment of 21 February 1986, Series A No. 98

(8) *Id.* § 37.

proportionnalité) の審査である。すなわち、介入の「目的」の正当性が審査された後、採られた「手段」がそうした目的を達成するうえで比例性を有しているか否かが検討される。

介入が正当化されるか否かについては、Sporrong 判決は、第一議定書第 1 条第 1 文の解釈の中で、一般的利益の要請と、個人の権利保護の要請との間における、「公正な均衡」(fair balance; juste équilibre) という語を用いて説明していた：

「この規定の目的から、当裁判所は、共同体における一般的利益の要求するところと、個人の基本的権利保護の要請との間で、公正な均衡がなされたか否かを判断しなければならない……。こうした均衡の探求は、条約全体に固有のものであり、第一議定書第 1 条の構造にも反映されているのである。」<sup>9)</sup>

ここでは、「公正な均衡」が第一議定書第 1 条のみならず、人権条約全体を通して要請されるものであることが示唆されているが、「比例性」の原則が明確なかたちで述べられているわけでは必ずしもない。

しかし、やはりその後の James 判決が、Sporrong 判決に言及しながら、比例原則をより明確にうちだしている。すなわち、同判決の事案で問題となったイギリスの改正借家法の目的が正当であると認定した後、裁判所は続けて言う：

「もっとも、以上で問題が解決するわけではない。……用いられる手段と、実現されようとする目的との間には、合理的な比例関係 (a reasonable relationship of proportionality; un rapport raisonnable de proportionnalité) がなければならない……。後者の要請は、Sporrong and Lönnroth 事件では、共同体の一般的利益の要請と個人の基本的権利保護の要請との間で保たれるべき『公正な均衡』という観念により、別の言葉で表明された。関係する個人が『個別的で過度の負担』(individual and excessive burden; une charge special et

---

(9) Sporrong 判決・前掲注 (4) § 69. そこでは、ベルギー言語事件 (Belgian Linguistic Case, Judgment of 23 July 1968, Series A no. 6) § 5 が引用されている (参照、徳川信治「差別の禁止」戸波ほか・前掲注 (2) 473 頁)。

exorbitante) ……に耐えなければならない場合は、必要な均衡は見出されない。当裁判所は、同判決において、第 1 段第 1 文で述べられた財産の平穏な享有という一般的ルールの文脈で語ったのであるが、『こうした均衡の探求は、…第一議定書第 1 条 [全体] の構造に反映される』……と指摘した。<sup>(10)</sup>

このように、第一議定書第 1 条違反が問題となった場合、「公正な均衡」または比例性の有無の審査が重要な意味をもってくることになる。以下では、同条における 3 つの規範に対応した 3 つの介入形態、すなわち財産剥奪 (3 参照)、財産利用の規制 (4 参照)、および財産の享有に対するその他の介入 (5 参照) ごとに、問題点を検討していくこととするが、その前に、第一議定書第 1 条の適用範囲を画することになる「財産」の意義に関する判例法理を——この場合は素材となる判例を「オールド・コート」の時期に特に限定することなく——まず確認することから始めることとしたい。

## 2. 第一議定書第 1 条の射程——「財産」の意義

第一議定書第 1 条による財産権保障がどこまで及ぶかは、言うまでもなく保障の対象である「財産」の意義をどのように解するかにかかっている。この点、人権裁判所は、条約の文言が、締約国の本国法の定めとは独立して解釈されるべき、自律的概念であるとの観点から、「財産」の意味を広く——本国法が「財産」と定義していないものも含めて——解してきたことが知られている。このような人権裁判所の姿勢を示す例として、しばしば引用されるのが、Gasus Dossier 判決における次の一節である：

「当裁判所は、第一議定書第 1 条にいう『財産』(‘possession’ (in French: biens)) の概念が、明らかに有体物の所有 (ownership of physical goods) に限定されない、自律の意味を有していることを想起する。当該規定の目的からすると、資産を構成する一定の他の権利および利益も、『財産権』(property rights) と、したがって『財産』(possessions) とみ

(10) James 判決・前掲注 (7) § 50.

なし得るのである。』<sup>(11)</sup>

もっとも、人権裁判所によれば、人権条約が保障しているのは、「現に存在する財産」であって、「財産を取得する権利」ではなく、この点は、比較的早く *Marckx* 判決において明らかにされているが<sup>(12)</sup>、現に存在する「財産」の概念は、その後、人権委員会および裁判所により、広く解されるようになった。

すなわち、第一議定書第1条1段1文で保障された「財産」(possession; biens)に、動産および不動産が該当することは疑いないが<sup>(13)</sup>、これにとどまらず、正当に取得された資産的価値を有する権利たる既得権(acquired / vested rights; droits acquis)が広く含まれるとされる<sup>(14)</sup>。その内容は、極めて多岐にわたっており、例えば、各種の許可または免許およびそれによって付与された権利などもこれに含まれ、したがって、営業権(goodwill)<sup>(15)</sup>、アルコール飲料販売の免許<sup>(16)</sup>、漁業権<sup>(17)</sup>、あるいは砂利採取の免許<sup>(18)</sup>なども、ここにいう「財産」として認められてきた<sup>(19)</sup>。また、知的所有権も、第一議定

---

(11) *Gasus Dossier-und Fördertechnik GmbH v. the Netherlands*, Judgment of 23 February 1995, Series A No. 306-B, § 53.

(12) *Marckx* 判決・前掲注(3) § 50.

(13) 第一議定書第1条の保障する財産は、動産のみであると主張されたことがかつてあったが、委員会はこの主張を退けた。*Wiggins v. United Kingdom*, Decision of 8 February 1978, DR 13, p. 40, p. 46.

(14) J. A. Frowein / W. Peukert, *Europäische Menschenrechtskonvention* (2. Aufl.), S. 767 (1996).

(15) *Van Marle and Others v. the Netherlands*, Judgment of 26 June 1986, Series A no. 101, § 41.

(16) *Tre Traktörer Aktiebolag v. Sweden*, Judgment of 7 July 1989, Series A no. 159.

(17) *Posti and Rahko v. Finland*, Judgment of 24 September 2002, Reports 2002-VII.

(18) *Fredin v. Sweden*, Judgment of 18 February 1991, Series A no. 192, § 40.

(19) ただし、「免許」と名がつくものが全て「財産」とされるわけではむろんない。運転免許が「財産」ではないとされた例として、参照、*X v. Federal Republic of Germany*, Decision of 6 Oktober 1981, DR 26, p. 255.

書第 1 条の「財産」に含まれるのは明らかであるとされ<sup>(20)</sup>、人権委員会によって、著作権<sup>(21)</sup>や特許権<sup>(22)</sup>が「財産」として認定されてきたが、裁判所においては、こうした権利についてこれまで詳細に論じる機会がなかった<sup>(23)</sup>。次に、後述するように各種の請求権も、やはり「財産」とされ、これに関わる事案の複雑さゆえに、一般的な理論を引き出すことは難しいものの、法的請求権とみなし得るだけのものが備わっていることが必要だという<sup>(24)</sup>。このように、条約機関（人権委員会および人権裁判所）により、その範囲を広く解されてきた「財産」の概念であるが、これに関連して、注意を要する点をいくつか指摘しておこう。

第一に、「財産」の概念は、締約国国内法における位置づけとは別個に、自律的な概念として解釈されるのであるが、このことは、締約国の国内法や慣行とは全く無関係に、「財産」か否かを条約機関が決定し得ることを意味するわけではない。一例として、2000 年の *Former King of Greece*（ギリシア前国王）判決<sup>(25)</sup>を挙げることができる。国外に亡命した元ギリシア国王とその家族の財産の収用の条約適合性が争われたこの事件では、王室財産が独特（*sui generis*）なもので、公的財産に準じた性格を有しており、第一議定書第 1 条にいう「財産」には該当しないというギリシア政府の主張に対し、人権裁判所は、王室財産が特別な位置づけを与えられていることは認めつつも、政府

---

(20) A. R. Coban, *Protection of Property Rights within the European Convention on Human Rights*, p. 149 (2004).

(21) 例えば参照、*Aral, Tekin, and Aral v. Turkey*, Decision of 14 January 1998, (App. No. 24563/94).

(22) 例えば参照、*Smith Kline and French Laboratories Ltd v. Netherlands*, Decision of 4 October 1990, DR 66, p. 70.

(23) Çoban・前掲注 (20) p. 149

(24) Ovey & White・前掲注 (5) p. 355.

(25) *Former King of Greece and Others v. Greece*, Judgment of 23 November 2000, Reports 2000- XII (参照、河野真理子「社会改革と財産権」戸波ほか・前掲注 (2) 439 頁)。

がそれを私有財産として扱ってきており、公的財産に準ずるだけの特別な規定も設けてこなかったことなどを理由に、問題となった財産が、申立人の私人としての「財産」であると認定している<sup>(26)</sup>。このように個々の申立事件において、第一議定書第1条にいう「財産」に該当するか否かが問題となった際に、国内の状況を実質的に検討していくことは、「財産」に限らず、「自律的解釈」を行っていくうえでも必要な作業と言える。

第二に、社会保障制度のもとでの給付金またはそうした給付金の請求権も、第一議定書第1条における「財産」に該当すると解され得る。もっとも、この点に関する人権裁判所の立場は、当初必ずしも明確ではなく、例えば、失業に対する緊急援助を受ける資格が、失業保険への拠出金と結びついたものに限定して理解されたこともあった<sup>(27)</sup>。しかしその後、2005年の *Stec* 決定<sup>(28)</sup>において、この問題に対する明確な立場が示された。すなわち裁判所は、「締約国内における福祉に関する規定の体系の現実」に即した第一議定書第1条のアプローチの必要性を確認したうえで、具体的な拠出金による特定の制度の給付金のみが同条によってカバーされると解するのは形式的にすぎること、現代民主国家においては多くの個人がその生存を社会保障の給付金に依拠しており、そうした個人の確実性と安全性が必要であると認められ、給付金を支払われることが権利とされていることを指摘して、「民主的のもとで個人が福祉給付金に対する主張可能な権利を有する場合、そうした利益の重要性は、第一議定書第1条が適用可能であると判断するかたちで反映されるべきである」と述べ、具体的な拠出金の有無で同条の適用上の区別をなす根拠は存しないと結論づけたのである<sup>(29)</sup>。こうした解釈は、従来自由権と

---

(26) *Id.*, §§ 60-66.

(27) *Gaygusuz v. Austria*, Judgment of 16 September 1996, Reports 1996-IV, § 39 (参照、馬場里美「社会保障における国籍差別」戸波ほか・前掲注(2) 478頁)。

(28) *Stec and Others v. United Kingdom*, Admissibility Decision of Grand Chamber of 5 September 2005, Reports 2005-X.



して理解されてきた財産権の射程を、社会権にまで及ぼす可能性を示すものであり、注目に値するものと言えよう<sup>(30)</sup>。

第三に、各種の法律上の請求権も、人権条約にいう「財産」に該当し得る。このことは、先に「財産を取得する権利」までは認められないことと矛盾するように思われるが、少なくともある種の請求権については、「財産」として保護の対象になる。この点に関し、重要な示唆を与える 1995 年の *Pressos Compania Naviera* 判決<sup>(31)</sup>は、ベルギーの船員の過失が原因とされる船の衝突事故に関連して、船員の責任を免除・制限した法規定および当該規定の遡及的効果の条約適合性が争われた事案に関するものである。人権裁判所は、事故に対する損害賠償請求権が、人権条約にいう「財産」にあたるかを検討するにあたり、「問題となった規定が、損害が生じるとすぐに、補償に対する請求権が発生する不法行為に関する規定」であり、このような性質を有する請求権は、「資産を構成」し、それゆえ第一議定書第 1 条第 1 文の意味における「財産」に該当すると述べている<sup>(32)</sup>。同条で保障される請求権と、それ

(29) *Id.*, §§ 51-53.

(30) もっとも人権裁判所によれば、このように福祉給付金に第一議定書第 1 条の適用があるということは、福祉給付金を要求する権利を新たに創設するものではなく、ただ締約国がこうした権利を認めている場合、それは差別を禁止した条約 14 条と適合するかたちで運用されなければならないという (§§ 54-55)。ただしその後、*Stec* 事件の事案においては、第一議定書第 1 条との関連で 14 条違反は存しないと判断されている。参照、*Stec and Others v. United Kingdom*, Judgement of Grand Chamber of 12 April 2006. 人権裁判所による社会権保障の問題に関して、参照、渡辺豊「欧州人権裁判所による社会権の保障」一橋法学 7 卷 2 号 447 頁 (2008 年)。

(31) *Pressos Compania Naviera S.A. and Others v. Belgium*, Judgment of 20 November 1995, Series A no. 332

(32) *Id.*, § 31. なお、本判決では、問題となった法律が遡及的に損害賠償を求める機会を奪うもので、「財産の剥奪」にあたり (§ 31)、結果的に第一議定書第 1 条違反と結論づけられている (§ 44)。このほか、仲裁裁判所の裁定により認められた、国に対する支払請求権を、相手方たる申立人の「財産」と認定した例として、参照、*Stran Greek Refineries* 判決・後掲注 (98)。

以外の請求とを画するにあたっては、しばしば「正当な期待」(legitimate expectation; *espérance légitime*)という言葉を用いた説明が行われる。後のGratzinger 決定の言葉を借りれば、「権利回復に対する単なる希望 (mere hope; *simple espoir*)——その希望がいかに無理からぬものであるにせよ——と、単なる希望よりも具体的で、法規定または裁判所の判断のような法的行為に基礎をおく正当な期待との間には、ちがいがある」<sup>(33)</sup>というのである。

このように、欧州人権条約における財産権保障の対象たる「財産」の理解をめぐっても、少なからず問題があり、なお検討されるべき余地は残されていると言えようが、ここでは、これまでの条約機関の立場に関し、今引いたGratzinger 決定で述べられた次の一節を最後に引用するにとどめておこう：

「…条約機関は、第一議定書第1条の意味における『財産』が、『現存する財産』(existing possessions; *biens existants*) ……であるか、または資産 (assets; *valeurs patrimoniales*) であり、これには、実現されることに少なくとも『正当な期待』を有することを申立人が主張し得るような請求権 (claims; *créances*) も含まれる……と一貫して述べてきたことを、当裁判所は指摘する。これに対して、長期間消滅していた財産が回復されるかもしれないという希望は、第一議定書第1条の意味における『財産』とみなすことはできず、それは、ある要件を伴った請求権であって、当該要件を満たすことができなかつたために失効したものについても同様である。」<sup>(34)</sup>

### 3. 財産の剥奪

#### (1) 財産の「剥奪」とは何か

すでに述べたように、「財産」に対する介入が認定された場合、それは、

---

(33) *Gratzinger and Gratzingerova v. the Czech Republic*, Admissibility Decision of the Grand Chamber of 10 July 2002, Reports 2002-VII § 73. これは時代も下り、中東欧諸国の体制変動後の財産回復を意図した申立てに関するある決定の中で述べられた一節である。こうした申立てについては、第3節で検討する。

(34) *Id.*, § 69.

第一議定書第 1 条第 1 段第 2 文の「財産剥奪」または同条第 2 段の「財産利用の規制」のいずれに該当するのか、あるいはいずれにも該当しないのかが、次に検討されなければならない。ここに、財産の「剥奪」(deprivation; privation) とはいかなるものかが、重要な問題となってくる。典型的な例としては、「財産」の破壊 (destruction) および収用 (expropriation) が挙げられるが、財産の移転を伴う場合であっても、一時的なものについては、ここにいる「剥奪」には該当せず<sup>(35)</sup>、また財産的価値が大幅に減少する場合であっても、財産そのものが残存していれば、やはり「剥奪」には当たらないとされる<sup>(36)</sup>。したがって、一般に「剥奪」というためには、ある権利主体の法的権利がある程度永続的に消滅することが必要であると言えるであろう<sup>(37)</sup>。

もっとも、個々の事案において、第一議定書第 1 条にいう「剥奪」に該当する否か判然としない場合も少なくない。最も問題にされてきたのは、国内法上「収用」という形式をとらずとも、実質的にはこれに該当する、いわゆる「事実上の収用」(de facto expropriation; expropriation de fait) である。この点については、やはり Sporong 判決で早くからその可能性が指摘されていた：

「形式上 (formal; formell) の収用、つまり所有権の移転が存しない場合、当裁判所は、そうした外観の背後に目を向け、異議を申し立てられた事態の現実 (realities; réalités) を検討しなければならない (…)。人権条約は、『実際的かつ有効な』(…) 権利を保障しているのであるから、そうした事態が、申立人の論じるような事実上の収用にあたるが、

(35) 例えば、前述の Handyside 判決 (前掲注 (2)) において、わいせつとされた図書の一時的な差押えに関し、それは一時的 (provisional) なものゆえ、「第一議定書第 1 条第 1 段第 2 文は、この場合には関与しない (does not come into play)」 (§ 62) とされた。

(36) 参照、Mellacher 判決・後掲注 (74)。この判決については、本節 4 でやや詳しく扱う。

(37) 参照、Ovey & White・前掲注 (5) p.358.

確定されなければならないのである。」<sup>(38)</sup>

Sporrong 判決の事案においては、結果的にはこうした「事実上の収用」は認められなかったが、実質的観点から財産剥奪の有無を検討していこうとする人権裁判所の態度は、その後も維持されることとなった。

「事実上の収用」の典型例とされるのは、1993年のPapamichalopoulos 判決<sup>(39)</sup>の事案である。そこでは、ある私人の土地へギリシア海軍の基地およびリゾート施設が建設され、「海軍の要塞」と指定されたところ、人権裁判所は、その土地の正式の所有者は依然当該私人であると認定しつつも、「問題となった土地を処分するあらゆる能力の喪失は、異議を申し立てられた事態を改善しようとする試みがなされなかったことと相まって、財産を平穩に享有する権利と合致しないかたちで収用されたという、申立人にとって重大な結果を事実上伴う」<sup>(40)</sup>と述べ、第一議定書第1条違反を認定している<sup>(41)</sup>。他方、賃貸借に関する法改正により、家賃収入がそれまでの9割近くも減少した事例や<sup>(42)</sup>、開発許可を得て土地を購入したところ、後に国内裁判所により当該許可が無効とされたため、土地開発ができなくなった事例のように<sup>(43)</sup>、財産価値を大幅に喪失したり、財産に対する権利行使を不可能にするような措置であっても、「事実上の収用」ないしは実質的な財産剥奪とまでは認められない場合もある。財産権への介入が問題となった個々の事案において、財産剥奪に当たるか否かは微妙な場合も少なくないと言えよう。

第一議定書第1条にいう「財産剥奪」に該当するか否かが問題となった事

---

(38) Sporrong 判決・前掲注(4) § 63.

(39) *Papamichalopoulos and Others v. Greece*, Judgment of 24 June 1993, Series A No. 260-B.

(40) *Id.*, § 45.

(41) その他、事実上の収用に該当するとされた例として、参照、Hentrich 判決・後掲注(49) §§ 34-35.

(42) 参照、Mellacher 判決・後掲注(74).

(43) 参照、Pine Valley 判決・後掲注(79).

件として、なお、Holy Monasteries (聖修道院) 判決<sup>(44)</sup>の事案が注目される。そこでは、9 世紀から 13 世紀にかけて設立され、社会的および文化的に重要な役割を果たしてきた修道院が、主として寄進により蓄えた土地のうち、登記によりあるいは法律または判決により修道院に帰属すると認められたものを除いたものが国の財産とみなされる旨定めたギリシアの法律、および修道院の農地および森林を国に移転する旨のギリシアと正教会会議との協定の、条約適合性が争われた。問題となった法律の規定は、一定の修道院財産が「国家の財産であるとみなされる」というものであり、ギリシア政府はこれが挙証責任について定めた手続規定にすぎないと主張したが、人権裁判所は、同規定が土地所有権を国に移転する効果を有する実体規定であり、財産の剥奪にあたる介入が存することを認定した<sup>(45)</sup>。

## (2) 財産の「剥奪」が正当化されるための要件

第一議定書第 1 条第 1 段第 2 文にいう財産の剥奪が正当化されるためには、同規定の定める要件が充たされ、かつ比例原則も充足される必要がある。人権条約の規定の文言、および本節のはじめに述べたことを踏まえて説明すれば、財産の剥奪が正当化されるための要件は、具体的には次のように列挙することができる：

①財産剥奪が、法および国際法の一般原則の定める要件に従ったものであること。

②財産剥奪が「公共の利益のため」になされるものであること。

③財産剥奪に際し、公共の利益と個人の権利との間に「公正な均衡」が保たれていること、換言するなら、とられた手段が、目的との間で「合理的な比例関係」にあること。

これら 3 つの要件が全て満たされてはじめて、財産の剥奪が正当化されることになる。

まず、第一の要件であるが、このうち「国際法の一般原則」については、

(44) *Holy Monasteries v. Greece*, Judgment of 9 December 1994, Series A No. 301-A.

(45) *Id.*, §§ 61-66.

第1節で既に触れる機会があり<sup>(46)</sup>、実際に問題となった例も多くないので、ここでは「法」の要件に従うことの意味について、若干分析するにとどめよう。ここにいう「法」(law; loi)の定める要件にしたがうという要件が満たされるためには、財産剥奪の根拠となる法の存在が必要であることはいうまでもないが、単にそれにとどまらず、法の「質」(quality; qualité)も要請される。この点についても、James 判決が、「当裁判所は、『法』または『法的』(lawful; régulier)という言葉が、『単に国内法を参照するだけではなく、法の質にも言及し、それが法の支配と相容れるものであるよう要請するものである』と一貫して述べてきた」<sup>(47)</sup>と指摘している。具体的には、根拠となる国内法規定は、十分精密に定められ、その効果が予見可能なものでなければならないという<sup>(48)</sup>。1997年の Hentrich 判決<sup>(49)</sup>では、不動産が市場価格より低額で取引される場合に国家当局に優先買取権を認めたフランスの一般租税法の規定により、優先買取の対象となった土地所有者による条約違反の申立てに対し、人権裁判所は、問題となった規定が、恣意的かつ選択的に運用され予見可能性を欠き、また手続上の保護手段をも欠いていること、とりわけ国内裁判所により解釈・適用された条項が、人権条約の意味における精密さと予

---

(46) 参照、門田孝「欧州人権条約における財産権保障の構造 (一)」広法 29 巻 4 号 230 頁 (2006 年) 212 頁以下。

(47) James 判決・前掲注 (7) § 67.

(48) 例えば参照、James 判決・前掲注 (7) § 67、Lithgow 判決・後掲注 (59) § 110 等。これらの判決が引用する Malone 判決 (Malone v. the United Kingdom, Judgment of 2 August 1984, Series A no. 82) は、警察による電話盗聴が条約 8 条に違反するとされた事例であり、そこでは、私生活および通信の権利に対する介入を認める法について、「その文言が明確であり、[介入の] 状況および要件を市民に適切に示すことができること」(id., § 67) が要請されている (同判決につき参照、倉持孝司「通信の秘密」戸波ほか・前掲注 (2) 342 頁)。このように、介入の根拠となる法の「質」は、第一議定書第 1 条に限らず、人権条約 8 条から 10 条で保障された権利への介入についても同様に要請される。参照、Ovey & White・前掲注 (5) p.361.

(49) Hentrich v. France, Judgment of 22 September 1994, Series A No. 296-A.

見可能性の要請を十分満たしていないことを指摘し<sup>(50)</sup>、さらに比例性の要請も満たされていないことを理由に<sup>(51)</sup>、第一議定書第 1 条に違反すると結論づけている。

第二に、財産剥奪は「公共の利益のため」(in the public interest; pour cause d'utilité publique) になされるものでなければならない。これは多分に一般的かつ抽象的な概念であるが、ここでは、国家当局の広範な「評価の余地」(margin of appreciation; marge d'appréciation) が認められ、国家により採られた措置が「公共の利益のため」のものであるとの推定が働く。この点について詳細に述べたのが、再三言及している James 判決である。何が「公共の利益のため」になるかを判断するうえで、国家当局が一定の評価の余地を有することを指摘した後、同判決は言う：

「…『公共の利益』という概念は、必然的に包括的である。とりわけ…財産を収用する法を制定するうえでの判断は、民主社会において意見が正当にも大きく異なるところの、政治的、経済的または社会的問題の考慮を、通常伴うものである。当裁判所は、社会および経済政策を実施するにあたり立法府の保持できる評価の余地が、広範なものであるべきことは当然であると考え、何が『公共の利益のため』になるかに関する立法府の判断を、こうした判断が明らかに合理的根拠 (reasonable foundation; base raisonnable) を欠くのでない限り、尊重するものである。」<sup>(52)</sup>

James 判決は、家屋を強制的に購入し得る権利を長期借家人に付与したイギリスの改正借家法により、市場価格より低額で家屋の売却を余儀なくされた土地所有者らが異議を申し立てた事案に関するものであるが、人権裁判所は、イギリス議会の認識が明らかに不合理なものであったとはいえないことを指摘し<sup>(53)</sup>、さらに目的達成のためにとられた手段が比例性を欠くものでもない

(50) Id., § 42.

(51) Id., §§ 43-49.

(52) James 判決・前掲注 (7) § 46.

(53) Id., §§ 47-49.

として<sup>(54)</sup>、第一議定書第1条違反は認められないと結論づけた。このように、国家当局の判断が尊重される結果、人権裁判所が個々の事案において、国家の主張する財産剥奪の「目的」が「正当」なものでないと判断した例を見出すのは困難であると言われる<sup>(55)</sup>。

第三に、「公正な均衡」ないしは「合理的な比例関係」の要請がある。冒頭ですでに説明したとおり、財産への介入にあたり、「用いられる手段と、実現されようとする目的との間には、合理的な比例関係がなければならず、採られた措置が個人に「個別的で過度の負担」を強いるものであってはならないという比例性の要請は、財産剥奪の条約適合性を審査する場合にも、当然充足されなければならない。こうした「合理的な比例関係」の有無を審査するにあたっては、様々な点が考慮される必要があるが、財産剥奪という介入形態における比例性審査で重要な意味をもってくるのは、次に検討する補償の問題である。

### (3) 補償の問題

財産の剥奪にあたっては、通常、補償 (compensation) が必要とされる。かつては、人権委員会によって、収用に際し補償が不要とされた事例もあったが<sup>(56)</sup>、その後 James 判決において、原則として補償が必要であることが示された：

「…当裁判所は、締約国の法制度の下では、補償を支払うことなく、公共の利益のために財産を剥奪することが、…例外的な状況においてのみ正当化し得るものとして扱われると考える。[第一議定書] 第1条に関する限り、それが認める財産権の保護は、以上と同様の原則を欠くなら、大概是幻想的で実効性のない (illusory and ineffective; illusoire et inefficace) ものになってしまうであろう。明らかに補償条件は、争われている立法が、問題となった様々な利益の間における公正な均衡に配慮しているか否かを、そしてとり

---

(54) Id., §§ 50-69.

(55) 参照、Ovey & White・前掲注 (5) p. 362.

(56) Gumundsson v. Iceland, Decision of 20 December 1960, Yearbook vol. 3 p. 394.



わけ、それが申立人に比例性を欠く負担を課すものでないか否かを評価するうえで実質的である……。」<sup>(57)</sup>

しかしながら、続けて裁判所は、剥奪される財産に合理的に関連した補償額を欠くことが、通常は比例性を欠く介入にあたるとしつつも、第一議定書第 1 条が「あらゆる状況において、完全な補償 (full compensation; compensation intégrale) を求める権利を保障したものではない」ことを併せて明らかにし、さらに「当裁判所の審査権は、補償条件の選択が、この分野における国家の広範な評価の余地の外にあるか否かを確定することに限定される」と述べている<sup>(58)</sup>。

実際には、締約国の広い評価の余地のゆえに、結果的に相当低額に抑えられた補償であっても、人権条約違反とまでは認定されないことが少なくない。James 判決から 4 か月あまり後に下された Lithgow 判決<sup>(59)</sup>は、航空業および造船業の国有化を目的としたイギリス法の規定により、その所有する有価証券を国有化された会社らが、補償額が極めて不当であるとして人権条約違反を申立てた事例に関するものである。この事例では、ある一定期間の株価をもとに算出され、国有化される有価証券の「基本価値」(base value) に等しいものとして設定された補償額が、国有化を首尾よく実施するために設けられた各種の「安全保護規定」(safeguarding provisions) などあって、ある者には実際の価値よりも相当低額に映ることとなったが、人権裁判所は、主として James 判決に依拠しつつ、第一議定書第 1 条違反は認められないと結論づけた<sup>(60)</sup>。そこでは、国有化というものが極めて複雑な作業であることを指摘して、「国有化の事例において要請される補償の水準は、他の財産の剥奪に関して要請されるそれとは、異なり得る」<sup>(61)</sup>という、注目すべき見解が示

(57) James 判決・前掲注 (7) § 54.

(58) Id.

(59) *Lithgow and Others v. the United Kingdom*, Judgment of 8 July 1986, Series A No. 102.

(60) Id., § 175.

されている。このように、補償の額や支払手段については、締約国の判断が尊重される傾向にあるが、明らかに合理的根拠を欠くものについては、条約違反が認定される場合もある<sup>(62)</sup>。

また、補償を全く欠く財産剥奪については、それが条約違反とならない可能性が理論的には認められているものの、実際の判決において、そうした剥奪の条約適合性が認められた事例は見出せない。前述の *Holy Monasteries* 判決<sup>(63)</sup>の事案に関し、国家と教会が相互に依存している例外的状況にあつては土地収用に際しても補償は不要であると、人権委員会は認めしたが、裁判所はこれに同意せず、結果的に一部の修道院との関連で、第一議定書第1条違反が存すると判断した<sup>(64)</sup>。そこでは、補償の要否と額について、それまでの判例の立場が説明され、「財産を、その価値に合理的に関連した金額を支払うことなく剥奪することは、通常、比例性を欠く介入となり、そして補償を全く欠くことは、例外的な状況においてのみ、[第一議定書]第1条のもとで正当化し得ると考えられ得る」<sup>(65)</sup>ことが改めて指摘されている。このような場合のほか、合理的な額の補償であっても、その支払が遅れ、その間インフレが進行したような事情のもとでは、なお個人に過度の負担となり、やはり第一議定書第1条違反となる場合もある<sup>(66)</sup>。

(61) *Id.*, § 121.

(62) ギリシア政府を相手どった、道路建設のための収用の条約適合性が争われた一連の事件に関する判決に、その例を見出すことができる。参照、*Katkaridis and Others v. Greece*, Judgment of 15 November 1996, Reports 1996-V, *Tsomsos and Others v. Greece*, Judgment of 15 November 1996, Reports 1996-V, and *Papachelas v. Greece*, Judgment of Grand Chamber of 25 March 1999, Reports 1999-II. なお後の判決であるが、参照、*Lallement v. France*, Judgment of 11 April 2002, (App. No. 46044/99).

(63) *Holy Monasteries* 判決・前掲注(44).

(64) *Id.*, §§ 73-75.

(65) *Id.*, § 71.

(66) 参照、*Akkus v. Turkey*, Judgment of 9 July 1997, Reports 1997-IV.

#### 4. 財産利用の規制

第一議定書第 1 条第 2 段は、財産利用の規制等のために必要とみなす法を実施する国家の権利を認めている。同条項は、「財産利用の規制」について定めた規範として通常理解されるが、その文言に忠実にかつ判例理論も踏まえて、「国家の実施する法」が正当化されるための要件をあらかじめまとめるなら、それは次のようなものとして列举できる：

- ①国家の実施する法が、一般的利益に従って財産利用を規制するために必要とみなされるものであること、または、
- ②国家の実施する法が、租税またはその他の負担金または罰金の支払いを確保するために必要とみなされること。
- ③国家がその法を実施するに際し、公共の利益と個人の権利との間に「公正な均衡」が保たれていること、換言するなら、とられた手段が、目的との間に「合理的な比例関係」にあること。

このように、第一議定書第 1 条第 2 段違反とならないためには、上の要件の①か②のいずれかが充たされ、かつ③の要件が充足される必要があるのであるが、②の要件については、より一般的なかたちで定められた①の要件があるにもかかわらず、なぜこの条項に付加されたのかは必ずしも明らかではないと言われる<sup>(67)</sup>。本稿でも、以下においては、第 1 条第 2 段との関連で問題となる介入を「財産利用の規制」として括ることとしたい。なお、こうした介入については、人権裁判所は当初、③の要件が必要ではない旨を示唆したこともあったが<sup>(68)</sup>、その後、前述したように「公正な均衡」の探求が第一議

(67) Frowein・前掲注 (1) p.528. 同文献によれば、②の要件に定めるような手続が第一議定書第 1 条に違反するものではないことを、起草者は明確にしたかったのであろうが、それは自明のことだという (Id.)。

(68) 参照、Handyside 判決・前掲注 (2) § 61 (「この段 [第一議定書第 1 条第 2 段] は、締約国を、介入の『必要性』に関する唯一の審判者とする。したがって、当裁判所は、問題となった制限の合法性と目的の監督に、自らを限定しなければならない。)。同様の記述は、Marckx 判決・前掲注 (3) § 64 にもみられる。

定書第1条の構造全体に反映していると述べた *Sporrong* 判決を受けて<sup>(69)</sup>、比  
例性の審査は当然のように行われるようになった<sup>(70)</sup>。

本節前項で検討した「財産の剥奪」に当たらない財産介入のほとんどは、  
ここにいう「財産利用の規制」として処理される。この類型に属する介入の  
条約適合性が問題となった、比較的早い時期の重要判例のひとつに、1986年  
の *AGOSI* 判決<sup>(71)</sup>がある。これは、イギリス市民からクルーガーランド金貨  
を購入したドイツの会社が、当該金貨が密輸されようとしたためイギリスの  
税関当局により没収されたことに対し、金貨の引渡しを求めた事例に端を発  
している。金貨の没収が、善意の購入者の財産権侵害にあたるという会社側  
の主張に対し、人権裁判所は、金貨の没収が財産剥奪を伴うものの、それは  
英国内における金貨使用の規制の構成要素にすぎないことを指摘し<sup>(72)</sup>、第一  
議定書第1条第2段の問題としてとらえたうえで、問題となった没収が一般  
的利益に従ったものであり、そしてとりわけ、会社が金貨の引渡しを求める  
ために利用し得たイギリス国内の手続が、同条項において要請される公正な  
均衡を失するものではないと述べて、同条項違反には当たらないと結論づけ  
ている<sup>(73)</sup>。

また、1989年の *Mellacher* 判決<sup>(74)</sup>も、財産利用規制の条約適合性審査の典  
型的なあり方を示す事例である。そこでは、借家料に関する規制を改革する  
オーストリア法により、賃貸料の上限が定められ、これを一定程度超えた場  
合には賃借人による賃料の減額請求を認めた規定により、家賃収入がそれま

---

(69) 本節1参照。

(70) 例えば参照、*AGOSI* 判決・後掲注 (71) § 52, *Mellacher* 判決・後掲注 (74) § 48  
等。

(71) *AGOSI v. the United Kingdom*, Judgment of 24 October 1986, Series A No. 108.

(72) *Id.*, § 51.

(73) *Id.*, §§ 52-62.

(74) *Mellacher and Others v. Austria*, Judgment of 19 December 1989, Series A No. 169 (参照、  
門田孝「財産利用の規制」戸波ほか・前掲注 (2) 451頁)。

でより大幅に減った賃貸人らが、第一議定書第 1 条違反等を申立てた。人権裁判所は、当該事案において、申立人の財産の移転はなく、申立人らがその財産を使用、賃貸または売却する権利を剥奪されもしなかったことから、同条第 2 段の規定が適用されると述べた<sup>(75)</sup>。そして、同条項にいう「一般的利益」について判断するうえでの立法者の広範な評価の余地を前提に、問題となった国内法が一般的利益に基づいた正当な目的を有することを認め、こうした目的を達成するために採られた手段も合理的な比例関係を欠くとはいえず、やはり同条項違反には当たらないと判断している<sup>(76)</sup>。

このように国家当局の広い「評価の余地」が認められる結果、この「財産利用の規制」の領域において、特に初期の事例においては、第一議定書第 1 条違反が認定された例は比較的稀である。今紹介した事例の他にも、例えば、アルコール販売免許の撤回<sup>(77)</sup>、砂利採取許可の撤回<sup>(78)</sup>、土地開発許可の取消し<sup>(79)</sup>、売掛のコンクリートミキサー車の押収<sup>(80)</sup>、認許会計士としての登録拒否<sup>(81)</sup>、刑事手続における財産の一時的押収<sup>(82)</sup>、あるいは積荷に大麻樹脂が見つかった航空機の一時的押収<sup>(83)</sup>などが、財産利用規制の問題とされ、争われた「規制」が、いずれも第一議定書第 1 条には違反しないと判断されている。もっとも Pine Valley 判決では、第一議定書第 1 条との関連で第 14 条違反が

---

(75) Id., § 44.

(76) Id., §§ 45-56. もっとも、本件の申立人らの一部については、5 人の裁判官の反対意見が付されており、そこでは比例原則の要請が充たされていないという見解が示されている。

(77) *Tre Traktörer Aktiebolag* 判決・前掲注 (16).

(78) *Fredin* 判決・前掲注 (18).

(79) *Pine Valley Developments Ltd and Others v. Ireland*, Judgment of 29 November 1991, Series A No. 222

(80) *Gasus Dosier* 判決・前掲注 (11).

(81) *Van Marle and Others v. the Netherlands*, Judgment of 26 June 1986, Series A no. 101.

(82) *Venditelli v. Italy*, Judgment of 18 July 1994, Series A no. 293-A.

(83) *Air Canada v. the United Kingdom*, Judgment of 5 May 1995, Series A no. 316-A.

認定されており<sup>(84)</sup>、また、刑事手続における財産の押収が問題となった事案に関するものであっても、*Raimond* 判決<sup>(85)</sup>や *Scollo* 判決<sup>(86)</sup>のように、第一議定書第 1 条違反が認定された事例もみられる。

## 5. 財産に対するその他の介入

第一議定書第 1 条で保障された「財産」に対する介入の形態としては、財産剥奪にも財産利用規制にも該当しない、第三のカテゴリーがなお認められ、それは「財産の平穏な享有に対する介入」として、第 1 段第 1 文の問題として理解される。

こうした介入が最初に認められた事例が、第一議定書第 1 条について人権裁判所が最初に詳細に論じた *Sporrong* 判決<sup>(87)</sup>であった。同判決は、都市開発計画の一環として行われた私有地に対する収用許可が、長期にわたり未執行の状態におかれ、最終的には収用に至らなかったものの、この間当該土地において建物建設が禁止されたことに対して、土地所有者らが人権条約違反を申立てた事案に関するものである。人権裁判所は、第一議定書第 1 条違反の有無を審査するにあたり、申立人らの財産権に対する「介入」が存したことを認め<sup>(88)</sup>、第一議定書第 1 条における「3つの規範」について述べたうえで<sup>(89)</sup>、本件事案に適用可能な規範について検討する。人権裁判所によれば、本件における「介入」により、申立人らの権利は、「その内容をいくらか失ったものの、消失したわけではなく、「問題となった措置のもたらす効果は、財産の剥奪とみなし得るような類のものではない」ため、第 1 段第 2 文の適

---

(84) 参照、*Pine Valley* 判決・前掲注 (79) §§ 61-64。

(85) *Raimondo v. Italy*, Judgment of 22 February 1994, Series A no. 281-A,

(86) *Scollo v. Italy*, Judgment of 28 September 1995, Series A no. 315-C.

(87) *Sporrong* 判決・前掲注 (4)

(88) *Id.*, § 90.

(89) *Id.*, § 61. (本節 1 参照)

用される余地はないが<sup>(90)</sup>、他方、第 2 段の適用可能性については、少なくとも問題となった収用許可に関する限り、「財産の行使を制限ないし規制しようとするものではな [く] …財産の剥奪にいたる手続における第一段階であるから」同段も適用されず、結局、第 1 段第 1 文により審査されなければならないという<sup>(91)</sup>。そして、本件の場合、収用許可の根拠となった法律が硬直的であり、関係する土地所有者の置かれた状況を改善する方策を欠いていたため、最終的に収用許可が撤回されるまでの長期（一人の申立人にあつては 23 年間）にわたり、申立人らは不安定な状況に置かれ、しかも救済の途が閉ざされたこと、さらにこの間課せられた建物建設禁止が、収用許可の権利侵害的効果にいつその拍車をかけたことを指摘して<sup>(92)</sup>、人権裁判は、問題の措置が、「財産権の保護と一般的利益との間でとられるべき公正な均衡を、根底から損なう事態を生ぜしめるものであった」と述べ、問題の収用許可が、第一議定書第 1 条に違反するものであったと認定したのである<sup>(93)</sup>。

このような、財産剥奪とも、財産利用規制とも異なる、第三の「介入」形態については、そもそもこうしたカテゴリーが認められるべきか否かをめぐり異論のあり得るところであり<sup>(94)</sup>、また、少なくとも *Sporrong* 判決のような初期の事案に関しては、現在ではおそらく「財産利用の規制」の問題として処理されるであろうといった指摘もなされている<sup>(95)</sup>。ただ、人権裁判所自身

(90) *Id.*, § 63.

(91) *Id.*, § 65.

(92) *Id.*, §§ 70-72.

(93) *Id.*, §§ 73-74. なお、同判決は、建物建設禁止の条約適合性については判断していない (*Id.*, § 75)。

(94) 例えば参照、*Frowein*・前掲注 (1) pp. 529-530 (*Sporrong* 判決や *Erkner* 判決の事案は、財産利用の規制として解すべき旨を指摘)、*Çoban*・前掲注 (20) pp. 189-194 (人権裁判所の採る財産介入の類型に代わり、収用権に基づく財産取得、課税、および警察規制による財産利用規制といった類型を提唱)。このような、第一議定書第 1 条の解釈をめぐる人権裁判所のアプローチの当否自体、興味深い考察対象となるものであるが、本稿では、問題の指摘にとどめざるを得ない。

は、その後の「オールド・コート」の時代においても、こうした第三の「介入」を認めており、例えば、1987年の *Erkner* 判決<sup>(96)</sup>では、土地の整備統合手続により農地を暫定的に移転された状態が16年にわたり継続したことについて、第一議定書第1条における第1段第1文の問題とされたうえで、同条違反が認定された。同様に、土地等の開発規制に伴う建物建築禁止により、財産が長期にわたり不安定な状態に置かれたという事案において、このカテゴリーに属する「介入」が認められている<sup>(97)</sup>。また、1994年の *Stran Greek Refineries* 判決<sup>(98)</sup>は、国との間の契約により製油所建設に着手した会社が、その後契約を打ち切られたことに対して争ったところ、仲裁裁判所により会社の被った損失の7割を国が負担すべき旨の裁定が下されたにもかかわらず、当該裁定が後に制定された法律により無効とされたという事実に関するものであるが、人権裁判所は、問題の「介入」が収用にも財産利用の規制にも当たらないとして、やはり第一議定書第1条の第1段第1文を適用し<sup>(99)</sup>、同条違反を認定している。さらに、トルコの北キプロス占領により、自らの所有する土地へのアクセスが不可能になったとして、第一議定書第1条違反等が申し立てられた、「北キプロス事件」としても知られる *Loizidou* 事件の本案判決<sup>(100)</sup>においても、問題となった財産への「介入」が、第1段第1文の定め

---

(95) 参照、*Ovey & White*・前掲注(5) p. 374. それによれば、第一議定書第1条第2段(財産利用の規制)をめぐる初期の解釈では、個人の権利と公的利益との間の「公正な均衡」が必ずしも必要とされなかったこと(この点については、前掲注(68)参照)と関係しているという。この点に関しなお、中島・前掲注(4) 448頁参照。

(96) *Erkner and Hofauer v. Austria*, Judgment of 23 April 1987, Series A no. 117. なお参照、*Poiss v. Austria*, Judgment of 23 April 1987, Series A no. 117.

(97) 参照、*Katte Klitsche de la Grange v. Italy*, Judgment of 27 October 1994, Series A No. 293-B, *Phocas v. France*, Judgment of 23 April 1996, Reports 1996-II, *Iatridis v. Greece*, Judgement of 25 March 1999, Reports 1999-II.

(98) *Stran Greek Refineries and Stratis Andreadis v. Greece*, Judgment of 9 December 1994, Series A no. 301-B

(99) *Id.*, § 68.



る財産の平穏な享有に対するそれとして理解され、第一議定書第 1 条違反が認定されている。

## 6. 小括

条約機関とりわけ人権裁判所による、第一議定書第 1 条違反の有無をめぐる審査は、当初より活発に行われていたわけでは必ずしもないが、1982 年の *Sporrong* 判決<sup>(101)</sup>や 1986 年の *James* 判決<sup>(102)</sup>などを始めとした、初期の重要判決を通じて、基本的な解釈枠組が次第に形成されていった。ここでは、条約機関によって比較的広範に理解される「財産」への介入が、第一議定書第 1 条の「3つの規範」に対応して、財産の剥奪（第 1 段第 2 文）、財産利用の規制（第 2 段）、およびその他の介入（第 1 段第 1 文）のいずれに該当するかがまず確定され、それぞれの場合に、介入が人権条約の定める目的または要件に従っているか、そしてとりわけ、介入に際して公共の一般的利益と個人の権利との間に「公正な均衡」が保たれているか、あるいは目的と手段との間に合理的な「比例関係」があるか否かが検討されることにより、同条違反の有無が——締約国の広い「評価の余地」に配慮しつつ——審査される。このうち、「財産の剥奪」については、ここにいう財産剥奪の意義、およびそれが正当化されるための要件、とりわけ補償の要否と程度に関し、重要な解釈が示され、いくつかの事案については第一議定書第 1 条違反が認定されている。他方、「財産利用の規制」については、財産に対する「介入」の多くがこのカテゴリーに属するものとして審査されたが、こうした「介入」が、人権裁判所によって第一議定書第 1 条違反と認められた事例は、少なくとも「オールド・コート」のもとでは、比較的稀であった。また、第三のカテゴリ

(100) *Loizidou v. Turkey*, Judgment of 18 December 1996, Reports 1996-VI. 後の事例であるが、なお参照、*Cyprus v. Turkey*, Judgment of Grand Chamber of 10 May 2001, Reports 2001-IV.

(101) *Sporrong* 判決・前掲注 (4).

(102) *James* 判決・前掲注 (7).

リーである「財産に対するその他の介入」は、こうした介入が認められること自体に異論があり得るが、少なからぬ事案でこの「介入」が第一議定書第1条違反であると認定されている。総じて、「オールド・コート」の時代においては、第一議定書第1条に関する基本的な解釈枠組が形成され、欧州人権条約による財産権保障を実あるものにしていくうえで、重要な判決もいくつか出されているものの、一般的傾向としては、人権裁判所は、締約国の広範な「評価の余地」を尊重するがゆえに、同条違反を認定することには抑制的であったとすることができるであろう。